

メールにて本会あてに届きました文書ですご参照ください

障害児支援事業者団体の皆様

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課障害児支援係です。

社会福祉施設等における感染拡大防止に関する留意点については、令和2年4月7日付け事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」等でお示ししているところです。

今般、社会福祉施設等（入所施設・居住系サービス、通所・短期入所等のサービス、居宅を訪問して行うサービス）における感染防止のための留意点について、令和2年4月7日付け事務連絡の一部を改正いたしました。

具体的には、改正部分をお示しした新旧対照を御覧いただければと存じますが、感染対策の再徹底として、職員及び利用者の体調管理の徹底、職員をはじめ施設に出入りする方への「新型コロナウイルス接触確認アプリ」の利用の周知、入所施設における面会時の対応などについて新たにお示ししております。

貴会におかれましては、別添の内容について御承知おきいただくとともに、貴会会員に対し、別添の内容についてご周知いただきますようお願いいたします。

---

厚生労働省  
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
障害児・発達障害者支援室障害児支援係  
〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2  
TEL：03-5253-1111  
FAX：03-3591-8914

---

